

雫石町内における各種開発等に係る埋蔵文化財の取扱いについて

様 式 集

様式 1	埋蔵文化財包蔵地の所在及び取扱い等に関する照会書（兼）回答書	1
様式 2－1	文化財保護法第 93 条（94 条）の規定に基づく埋蔵文化財発掘届（通知）	2
様式 2－2	埋蔵文化財取扱等協議書	4
様式 3－1	試掘調査の実施に関する協力依頼	6
様式 3－2	試掘調査実施に係る土地所有者の承諾書	7
様式 3－3	試掘調査実施の通知	8
様式 3－4	試掘調査結果報告	9
様式 4	開発等に係る埋蔵文化財取扱い及び指導の通知	11
様式 5	発掘調査の実施主体報告	12

(様式1) 埋蔵文化財包蔵地の所在及び取扱い等に関する照会書(兼) 回答書

【上段: 事業者記載欄】

年 月 日

雫石町教育委員会 あて

埋蔵文化財包蔵地の所在及び取扱い等に関する照会書

照会者氏名等		連絡先	
所在地	雫石町		
現況・地目		対象面積	m ²
照会目的 (該当番号に○) ※2の場合、予定時期を記入し理由にレ点を付すこと。 ※3の場合、具体的な目的を記入すること。	1 不動産売買・鑑定評価 2 土木工事等に係る事前調査(着工予定: 年 月頃) □個人住宅 □集合住宅・店舗・事務所等 □宅地造成・区画整理 □太陽光発電施設 □その他 () 3 その他 ()		
添付書類(必須) (該当にレ点)	□住宅地図 □その他地図 () □土木工事等の計画図 ※概ね縮尺1,500分の1以上の地図に対象範囲を図示の上、添付してください。		

【下段: 雫石町教育委員会記載欄】※以下には記入しないでください。

年 月 日

様

埋蔵文化財包蔵地の所在及び取扱い等に関する回答書

回 答	☐ 1 埋蔵文化財包蔵地の該当はありません。 特に手続きは不要です。そのまま工事に着手して差し支えありません。
	☐ 2 埋蔵文化財包蔵地に該当します。(遺跡名: 遺跡) ※工事等の実施にあたっては、着手予定日の60日前までに、文化財保護法に基づく「発掘届」を提出してください。
	☐ 3 埋蔵文化財包蔵地の該当はありませんが、 □付近に埋蔵文化財包蔵地があるため、埋蔵文化財出土の可能性があります。 □対象面積が大規模なため、万が一工事等の実施時に埋蔵文化財が出土した場合、工事の遅延等が発生する恐れがあります。 ※工事等の実施にあたっては、町要綱に基づき「埋蔵文化財取扱等協議書」を提出してください。提出は、「発掘届」に準じ、着手予定日の60日前までをお願いします。
回答者	生涯文化スポーツ課 係 (TEL:019-692-4181 FAX:019-692-4183 E-mail:shakyou@town.shizukuishi.iwate.jp)

【共通付帯条件】

工事中に遺物(土器・石器等)や遺構(竪穴住居跡等)を発見した場合は、直ちに工事を中断し、速やかに雫石町教育委員会生涯文化スポーツ課(TEL:019-692-4181)へ連絡してください。

(様式 2 - 1) 文化財保護法第 93 条 (第 94 条) の規定に基づく埋蔵文化財発掘届 (発掘通知)

文 書 番 号
年 月 日

雫石町教育委員会教育長 様

住 所
氏名等

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 〔第 93 条・94 条〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出・通知〕します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積 (工事全体の面積)
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者 (当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者) の氏名及び住所 (法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等を行う土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

※付近の地図として縮尺 1/5,000～1/10,000 の図を添付すること。

別 記

93 条・94 条（○で囲むこと）

1 所在地			
2 面積	m ²		
3 土地所有者	氏名等：		
	住 所：		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の生産遺跡（ ）		
遺跡の名称		員 数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他の建物（ ）		
	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 観光開発 遺跡整備 その他開発（ ）		
工事の概要			
6 工事主体者	氏名等：		
	住 所：		
7 施工責任者	氏 名：		
	住 所：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

指 導 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）
---------	-----------------------

[注意事項]

- ①太線内は届出・通知者が記入。 ②指導事項欄は雫石町教育委員会で記入。
 ③遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

(様式 2 - 2) 埋蔵文化財取扱等協議書

文 書 番 号
年 月 日

雫石町教育委員会教育長 様

住 所
氏名等

埋蔵文化財取扱等協議書

このことについて、別記のとおり土木工事等の実施を計画しておりますので、雫石町埋蔵文化財事務取扱要綱第 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積（工事全体の面積）
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 5 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 6 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 7 当該土木工事等の着手の予定時期
- 8 当該土木工事等の終了の予定時期
- 9 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等を行う土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

※付近の地図として縮尺 1 / 5, 000 ～ 1 / 10, 000 の図を添付すること。

別 記

包蔵地外（隣接または大規模開発）協議

1 所在地			
2 面積	m ²		
3 土地所有者	氏名等：		
	住所：		
4 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他の建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 観光開発 遺跡整備 その他開発（ ）		
工事の概要			
5 工事主体者	氏名等：		
	住所：		
6 施工責任者	氏 名：		
	住所：		
7 着手予定時期	年 月 日	8 終了予定時期	年 月 日
9 参考事項			

指 導 事 項	試掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）
---------	-----------------------

[注意事項]

- ①太線内は提出者が記入。 ②指導事項欄は栗石町教育委員会で記入。
 ③工事の目的及び指導事項欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

(様式 3 - 1) 試掘調査の実施に関する協力依頼

文 書 番 号
年 月 日

様

雫石町教育委員会教育長

埋蔵文化財試掘調査の実施について（協力依頼）

このことについて、下記の理由により、事業予定地内の埋蔵文化財の有無及び内容を確認するため試掘調査の実施を必要としますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査の実施にあたっては、土地所有者の承諾書を提出いただくよう併せてお願いします。

なお、調査の結果、埋蔵文化財が確認された場合は、その保存について別途協議しますのでご協力願います。

記

1 所在地 雫石町

2 実施理由

☐ 周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれるため（ 遺跡）
※文化財保護法第 93 条及び雫石町埋蔵文化財事務取扱要綱第 3 条第 1 項第 1 号該当

☐ 周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接するため（ 遺跡隣接）
※雫石町埋蔵文化財事務取扱要綱第 3 条第 1 項第 2 号該当

☐ 対象地の総面積が大規模で、かつ埋蔵文化財が存在する可能性があるため
※雫石町埋蔵文化財事務取扱要綱第 3 条第 1 項第 3 号該当

3 試掘調査対象面積 m²

4 調査予定年月 年 月

5 特記事項

(担 当)
課名
職・氏名
連絡先

(様式 3 - 2) 試掘調査実施に係る土地所有者の承諾書

年 月 日

雫石町教育委員会教育長 様

土地所有者

住所

氏名等

埋蔵文化財試掘調査承諾書

下記土地内において、埋蔵文化財の有無等を確認するための試掘調査の実施を承諾します。

記

1 対象地 雫石町

2 対象面積 m²

3 その他（出土遺物の処理等）

文化財保護の立場から、出土遺物についての一切の権利を放棄し、学術参考品とされることを承諾します。出土・採集した遺物等の取扱いについては、貴機関に一任します。

(様式 3 - 3) 試掘調査実施の通知

文 書 番 号
年 月 日

様

雫石町教育委員会教育長

埋蔵文化財試掘調査の実施について（通知）

このことについて、事業予定地内の埋蔵文化財の有無及び内容を確認するため、下記のとおり試掘調査を実施することとしましたので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、土地所有者にもその旨をお知らせくださいますよう、併せてお願いします。

記

- 1 所在地 雫石町
- 2 対象面積 m^2
- 3 調査予定日 年 月 日
- 4 調査方法
- 5 特記事項

(担 当)
課名
職・氏名
連絡先

(様式 3 - 4) 試掘調査実施結果報告

文 書 番 号
年 月 日

様

雫石町教育委員会教育長

埋蔵文化財試掘調査の実施結果について（報告）

このことについて、先般実施しました試掘調査の結果について、下記及び別紙報告書のとおりお知らせします。

記

- 1 調査地 雫石町
- 2 対象面積 m²
- 3 実施年月日 年 月 日
- 4 実施結果 別紙報告書のとおり
- 5 所見（今後の取扱い）

(担 当)
課名
職・氏名
連絡先

(別紙)

埋 蔵 文 化 財 試 掘 調 査 報 告 書

1. 調査事由	☐ 周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡) ☐ 包蔵地隣接(遺跡隣接) ☐ 大規模開発
2. 調査場所	雫石町
3. 調査対象面積	
4. 調査日	年 月 日
5. 調査者	
6. 事業者 (立会者)	
7. 工事等の目的	
8. 調査方法	
9. 調査結果(別添資料参照)	
(1)基本層序	
(2)検出遺構	
(3)出土遺物	
(4)時 代	旧石器 縄文 弥生 古墳 古代 中世 近世 その他() 該当なし
(5)調査所見	
10. 今後の取扱い	

(様式4) 開発等に係る埋蔵文化財取扱い及び指導の通知

文 書 番 号
年 月 日

様

雫石町教育委員会教育長

開発等に係る埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

年 月 日付で届出または協議のあった土木工事等に係る埋蔵文化財の取扱いについて、下記のとおり通知します。

記

指導事項	1 発掘調査 ☐ ・工事着手前に発掘調査を実施してください。 ☐ ・発掘調査の実施主体について、別紙様式5により報告をお願いします。 ・調査中に重要な遺構等が発見された場合は、その保存について別途協議しますので、ご協力願います。
	2 工事立会 ☐ ・工事実施中に職員が現地で状況確認を行います。 ☐ ・掘削等を行う日程が決まりましたら、下記担当にご連絡をお願いします。 ・万が一、工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに工事を中断し、速やかに町教育委員会に連絡してください。
	3 慎重工事 ☐ ・工事実施に際しては、埋蔵文化財への影響が生じないよう慎重をお願いします。 ・万が一、工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに工事を中断し、速やかに町教育委員会に連絡してください。

(担 当)
課名
職・氏名
連絡先

(様式 5) 発掘調査の実施主体報告

年 月 日

雫石町教育委員会教育長 様

事業者 住 所
氏名等

埋蔵文化財発掘調査の実施主体について（報告）

年 月 日付で実施指導の通知のあった発掘調査の実施主体について、以下のとおり報告します。

記

実施主体	☐ 1 事業者主体で調査を実施します（要綱第 5 条第 1 項） ・文化財保護法第 92 条に基づく発掘届を町教育委員会に提出します。 ・発掘調査計画を町教育委員会に提出し、承認を得た後、発掘調査を実施します。 ・調査費用は、全額を直接支出します。
	☐ 2 町教育委員会主体による調査を希望します（要綱第 5 条第 2 項） ・自ら調査体制を組織することが困難なため、<u>発掘調査業務を町教育委員会に委託</u>することについて協議します。 ・調査費用は、全額を委託料として町に支払います。
	☐ 3 調査組織主体による調査を希望します（要綱第 5 条第 2 項） ・自ら調査体制を組織することが困難なため、<u>発掘調査業務について、発掘調査法人等の調査組織及び町教育委員会との三者協定を締結の上、調査組織に委託</u>することについて協議します。 ・調査費用は、全額を委託料として調査組織に支払います。
	☐ 4 国庫補助対象事業のため、町教育委員会主体による調査を希望します（要綱第 5 条第 3 項） ・公費負担による発掘調査の実施を希望します。

※ 2 と 3 は重複チェック可。4 は国庫補助対象事業の場合に限りチェック可。